

現 場 説 明 書

工 事 名 無ノ沢第二治山工事

工事場所 青森県東津軽郡外ヶ浜町
 字平館石崎長屋形国有林 518 林班外

青森森林管理署

1 施工地の状況について

(1) 付近における他事業の計画及び実行

ア 国有林野事業

該当なし

イ 他省庁・県・市町村事業

該当なし

(2) 最寄駅等の各基点から現場までの距離

起 点	距 離	起 点	距 離
青森森林管理署	42.3 k m	玉川コミセンバス停	3.5 k m
外ヶ浜市役所	15.5 k m		
津軽線蟹田駅	17.4 k m		

(3) 共通単価の補正事項

この工事については、「共通単価の補正事項」（様式－１－１）のとおり単価の補正を行っている。

(4) 現場代理人の兼務について

本工事の現場代理人について

該当なし

2 保安林等関係法令による規制、条件等について

水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区普通地域

3 準備工事関係について

(1) 支障木の処理方法

支障木の処理方法は、森林整備保全事業工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）3-2-1-4によるほか次のとおりとする。

監督職員と協議のうえ適切に処理すること。また、伐倒、枝条等の整理に必要な経費については、設計に含んでいない。

なお、現地状況等に応じて設計変更の対象とすることがある。

(2) 工事に要する土地

ア 工事用地等

国有林野事業工事請負契約約款（以下「約款」という。）第16条第1項の「工事の施工上必要な用地」は、別紙の区域図のとおりとし、使用開始可能時期は次のとおりとする。

なお、当該工事用地等以外を施工上必要とする場合は、監督職員と協議のうえ所定の手続きを経てから使用しなければならない。その使用に当たっては、その区域が常に明確に識別できるよう周囲の主要な箇所に境界標を設置するとともに、公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

種 目	使用開始可能時期
工 事 用 地	令和 年 月 日
工 事 用 付 帯 地	令和 年 月 日

イ その他

工事の施工上必要な国有地以外の用地については、発注者において事前に確保する予定であるが、これ以外に必要とする場合は、原則として受注者において確保しなければならない。

4 本工事関係について

(1) 掘削土砂の捨土範囲

標準仕様書 3-2-1-11 及び 5-3-5-3 に記載のとおりとするが、これにより難い場合は次のとおりとする。

監督職員の指示による。

(2) 植栽工及び実播工の施工時期

種 目	時 期
植 栽 工	月 旬 から 月 旬まで
実 播 工	月 旬 から 月 旬まで

(3) 寒中コンクリートの施工管理

コンクリートの施工が寒中コンクリートによる場合にあっては、「治山工事気象観測整理表」（様式－1－2）により観測し、整理のうえ監督職員に提出しなければならない。

また、標準仕様書 3-3-9-2 及び 3-3-9-3 の温度測定については、「治山工事コンクリート温度測定整理表」（様式－1－3）により測定し、整理のうえ監督職員に提出しなければならない。

5 仮設工事について

(1) 仮設等

ア 指定仮設

数量内訳及び図面のとおり

イ 仮設工事数量

「仮設工事数量内訳書」(様式-1-5)のとおりに。

(2) 現道補修

ア 補修区間

丸山林道起点～資材置場

イ 路盤材料及び数量

RC-40 350m³

ウ その他

該当なし

(3) 工事看板等の設置

- ① 工事看板等又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。
- ② 工事看板は木製工事用看板枠工を標準とし、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。
- ③ 監督職員が別途指示する場合は、それによること。

(4) 国有林材(丸太)の使用

該当なし

(5) その他の仮設工事

休憩所、資材置場等の設置については、監督職員の指示による。

6 支給材料及び貸与品について

約款第 15 条第 1 項の「支給する工事材料及び貸与する建設機械器具」は、次のとおりとする。

別紙 1 官給材料支給調書による。

7 工事材料の検査等について

(1) 約款第 13 条第 2 項の「監督職員の検査を受けて使用すべきもの」と指定する工事材料は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。

また、当該工事材料を確認できる写真を添付する。

名 称	検 査 内 容		
	品 質	規格・寸法	証明書による確認
鋼材	○	(○)	品質は証明書による確認
詰石	(○)	(○)	納品書による確認
碎石 (RC-40)	(○)	(○)	納品書による確認
明視できない部分に使用する材料			類似材料の検査に準じる
その他			類似材料の検査に準じる

注) 1 検査内容については、裸書は全量検査、()書は抽出検査である。

2 設計変更により新たな工事材料を使用することとなった場合は、監督職員の指示によるものとする。

(2) 約款第 14 条第 1 項の「監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるもの」と指定する工事材料は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。

該当なし

(3) 約款第 14 条第 2 項の「監督職員の立会いの上施工するもの」と指定する工事は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。

- (4) 約款第 14 条第 3 項の「見本又は工事写真等の記録を整備すべきもの」と指定する工事材料の調合又は工事の施工は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。

該当なし

8 部分払いの対象となる工事材料及び工場製品について

約款第 38 条第 1 項の「部分払いの対象とすること」を指定する工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品は、次のとおりとする。

該当なし

9 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である場合にあっては、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札するものとする。

また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

10 火災保険等

約款第 58 条第 1 項の「火災保険、建設工事保険その他の保険」は、次のとおりとする。

付保を要しない。ただし、社会保険等については、治山工事特記仕様書「保険の付保及び事故の補償について」によることとする。

11 約款以外による契約変更について

(1) コンクリートの種類等の変更

コンクリートの種類、レディーミクストコンクリートの品質・規格、コンクリート打設及び運搬方法の変更については、所定の品質が確保されれば承認するので、あらかじめ監督職員に協議しなければならない。

なお、協議の結果、設計変更の対象とする場合がある。この場合は前記 7 の(1)において指定した工事材料及び特記仕様書の記載事項について変更が生じることがある。

(2) 火薬庫等の変更

ア 火薬類を使用した事実に基づき、「火工所」に係る損料を増額する。

イ 「庫外貯蔵庫」に係る損料は、現場に設置した事実又は現場に設置しないが受注者の事務所付

近等別の場所に設置許可を受けたと認められる事実に基づき増額する。

(3) 除雪費の変更

現場内除雪費は、降(積)雪の状況に応じて設計変更の対象とすることがある。

12 主任技術者及び監理技術者について

(1) 約款第10条第1項第2号の主任技術者については、請負代金額4,500万円以上の場合にあっては、専任の者でなければならない。

(2) 約款第10条第1項第2号の監理技術者については、下請契約額の総額5,000万円以上の場合にあっては、必ず置かなければならない。

13 安全上の注意について

標準仕様書1-1-1-31、1-1-1-32及び1-1-1-37によるほか、特記仕様書、森林土木工事安全施工技術指針(平成15年3月27日付け14林整計第360号林野庁森林整備部長通達)、「労働災害の未然防止について」(様式-1-4)に留意のうえ、災害の防止を図らなければならない。

14 請負代金内訳書について

受注者は、約款第3条の請負代金内訳書を提出しなければならない。

15 契約の保証について

入札説明書、入札注意書、契約約款のとおりとする。

なお、予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

16 国庫債務負担行為に係る契約の特則について

17 違約金に関する特約条項について

契約約款のとおりとする。

18 前金払、中間前金払及び部分払について

(1) 受注者は、約款第35条第1項の前払金の支払について、請負代金額300万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあっては請求できないものとする。

(2) 受注者は、約款第35条第3項又は約款第38条の中間前金払又は部分払について、請負代金額が1,000万円以上であって、かつ工期が150日を超える工事である場合、中間前金払と部分払のどちらか一方を選択することができる。

なお、中間前金払の対象は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る)等に必要な経費とする。また、支払の条件は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われており、工

事の進捗額が当該契約額の2分の1以上（材料費、労務費、機械器具賃貸料等に必要な経費）であるものとする。

- (3) 低入札価格調査を受けた者と契約する場合は、約款第35条第1項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に、同条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、同条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、同条第5項、第6項及び第7項中「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

なお、このことをもって、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

19 元請・下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めなければならない。

20 再生資源利用計画書について

特記仕様書「建設工事に係る資材の再資源化等について」（様式－2－7）に規定する「再生資源利用計画書」は、別表イの「再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー」と別表ロの「再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー」である。

21 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について（様式－2－8）

特記仕様書「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について」（様式－2－8）に規定する所定の様式は、様式－1－6「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」と様式－1－7「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」である。

22 工事カルテの作成及び登録について

標準仕様書1-1-1-5に規定する登録等をしなければならない。

なお、登録申請に要する費用は受注者の負担とする。

23 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進について

特記仕様書「木材の調達に関する特記仕様書」（様式－2－10）に規定する木材の合法性、持続可能性の証明書は、様式－1－8、様式－1－9、様式－1－10、様式－1－11を参考とし任意の書式で提出しなければならない。

24 交通誘導員について

特記仕様書「交通誘導員特記仕様書」（様式－2－11）に規定する。

道路交通法第80条に基づく協議により交通誘導員を配置する必要がある場合又は同法第77条に基づく道路の使用許可条件として交通誘導員を配置する必要がある場合であって、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の種別4及び5項に該当した場合は、交通誘導業務に係る一級検定合格警備

員又は二級検定合格警備員を一名以上配置するものとする。

25 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 支出負担行為担当官（分任官含む）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

26 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

27 工事期間に係る余裕工期について

- (1) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年5月14日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んでいます。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

- (2) 余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届け出るものとする。

28 施工体制台帳の作成及び提出について

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、その下請金額にかかわらず、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

受注者は、標準仕様書 3-1-1-7 に規定する工事完成図書を納品しなければならない。ただし、電子納品の範囲等については監督職員と協議により決定することとする。

30 建設業退職金共済制度について

(1) 受注者は、特記仕様書様式－2－12 に規定することのほか、工事完成後には標準仕様書 1-1-1-47 に規定する掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提出すること。

(2) 受注者は掛金納付を証紙貼付方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足した場合には必要な日数の共済証紙を追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

また、工事完成時には工事別共済証紙受払簿を監督職員に提出すること。

(3) 受注者は掛金納付を電子申請方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足した場合には必要な日数の退職金ポイントを追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

31 建設発生土の搬入先

該当なし

32 山林砂防工の適用について

該当なし

共 通 単 価 の 補 正 事 項

補 正 事 項		補正の 有 無 (○・×)	補 正 内 容	補 正 率	加 算 額	備 考
通 勤 補 正		○	直接工事費の 労務費	1.04	—	
冬 期 補 正		○	労務費	0.23	—	
機 械 損 料 補 正		○	豪雪地域割増	1.10	—	供用１日あたり 損料/補正係数
レ デ コ イ ン ー ク ミ リ ク ー ス ト ト	地 域 補 正	×	地域割増	—		
	小 型 車 補 正	×	小型車割増	—		
	冬 期 補 正	×	冬期割増	—		
週休２日補正		○	直接工事費の 労務費	1.04		補正係数 (月単位)
		○	直接工事費の 機械経費	1.02		補正係数 (月単位)

諸 経 費 等 の 補 正 事 項

工 種	諸 経 費	補 正 事 項	補 正 率 又 は 加 算 額	備 考
	共通仮設費	施工地域補正	1.30	山間僻地 補正係数
		週休2日補正	1.03	補正係数
	現場管理費	施工地域補正	1.00	山間僻地 補正係数
		週休2日補正	1.05	補正係数
	一般管理費等	前払補正係数	1.00	補正係数
		契約保証補正	0.04%	

[illegible]

[illegible]

労働災害の未然防止について

東北森林管理局

当局の発注する林道及び治山工事における労働災害の防止については、労働安全衛生諸法令等に基づき積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも労働災害の未然防止のため、特に次の事項について現場作業員各人まで徹底されるようお願いいたします。

1 工事現場における安全について

- (1) 諸法令等を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うこと。
- (2) 墜落、物の飛来等による危険の防止措置を的確に行うこと。
- (3) 退避場所、避難方法等を徹底し、習慣化に努めること。
- (4) 保護具の完全着用と諸施設の点検・整備に努めること。
- (5) 車両系建設機械については、作業時はもとより、積み卸し、自走による移動時等においても、安全作業の徹底に努めること。
- (6) 火薬類、油脂燃料の保管・取扱いには、万全を期すこと。
- (7) 安全上必要な場合は、関係者はもとより部外者に対しても、立入禁止、危険箇所等の表示等適切な措置を講ずること。
- (8) 仮設宿舎、休憩所等の設置に当たっては、土砂崩壊、地盤決壊、土石流等の危険に十分留意すること。
- (9) 施工箇所に位置する市町村から消防法に基づく林野火災警報又は林野火災注意報が発令された際には、その市町村の火災予防条例で定める火の使用制限に従うとともに、山火事防止のため、普段から火気の取扱いには万全を期すこと。

2 林道等の通行について

工事箇所に通じる林道等の通行に当たっては、安全運転に努めるとともに、他事業における利用者と十分な意思疎通を図り、円滑な運行に努めること。

3 異常気象時の措置について

- (1) 台風、豪雨等により危険が予測される場合は、情報の収集に努めるとともに、作業の中止、避難、下山等の判断を早期かつ確実に行うこと。
- (2) 台風、豪雨等の後の作業再開に際しては、事前に作業現場の見回りを行うなど安全の確保を図ること。

4 土石流対策について

土石流の発生・到達するおそれのある現場においては、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく安全対策を講ずること。

5 その他

- (1) 現場内への資材納入業者及びその従業員に対しても、安全上の指導と協力を要請すること。
- (2) 工事の開始に当たっては、森林管理局・署等や関係機関と必要に応じ打合わせを行うこと。

仮 設 工 事 数 量 内 訳 書

工 種	仕 様	単 位	数 量
当該工事の別紙設計書による			

仮 設 工 事 数 量 内 訳 書（積上共通仮設）

工 種	仕 様	単 位	数 量
当該工事の別紙設計書による			

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名	
項 目	評 価 内 容	備 考
高度技術	施工規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	☐ 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	☐ 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	☐ その他	
☐ 創意工夫	☐ 準備・後片付け	
「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	☐ 品質関係	
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	
	☐ その他	
社会性等	地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施
地域社会や住民に対する貢献		

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添 付 図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続を行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件（森林）所在地：
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他 ：（納品書等があればその旨を記入）

＊本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

＊合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された原木です。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 その他 ＝（納品書等があればその旨を記入）

＊業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

＊本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

＊合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他 ：（納品書番号等を記入）

＊業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

＊本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

＊合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他 ：（納品書番号等を記入）

＊本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

＊合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。